平成２４年（フ）第１６号
島根県益田市久城町424番地20　ユーミー久城101号室
破産者　垉原　春美
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２５年（フ）第５９号
徳島県徳島市八万町中津山４番地の84、住民票上の住所徳島県徳島市勝占町原25番地の６
破産者　森　　健
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４３号
愛媛県松山市和泉北１丁目10番10号
破産者　土屋　　愛
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
福岡県大牟田市大字草木176番地２　グランデヴィラ銀水401号
破産者　坂口　恭子
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４６１号
北海道旭川市豊岡８条２丁目２番23号
破産者　坂本　正美
1　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
2　一般調査期日　平成25年９月25日午後４時
平成25年７月31日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６７０号
大阪市住之江区粉浜西３丁目１番４―732号、開始決定時の住所大阪府豊中市岡町南３丁目12番11号
破産者　樫森　義明
1　破産債権の届出期間　平成25年９月２日まで
2　一般調査期日　平成25年10月３日午後３時30分
平成25年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２２８号
大阪府寝屋川市明徳２丁目５番３―101号、前住所大阪府寝屋川市寝屋新町13番１―718号
破産者　奥田　絹江
1　破産債権の届出期間　平成25年９月３日まで
2　一般調査期日　平成25年10月７日午後３時
平成25年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８７６号
大阪府摂津市千里丘５丁目２番６―202号
破産者　八代　賢治
1　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
2　一般調査期日　平成25年10月７日午後３時
平成25年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６６号
山形市東原町３丁目４番８号
破産者　株式会社伊藤電設工業
1　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
2　一般調査期日　平成25年10月17日午後２時10分
平成25年７月31日　　山形地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第３８号
札幌市中央区大通東２丁目４番地
清算株式会社　株式会社丸井ビルサービス
代表清算人　山崎　昌彦
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（ヒ）第２０４９号
東京都世田谷区等々力４丁目22番15―101号
清算株式会社　株式会社エゼルクランツ
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

管財人辞任

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
秋田市雄和石田字山田89番地２
更生会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
管財人　坂本　幸雄は平成25年７月31日辞任した。
東京地方裁判所民事第８部

管財人選任

平成２４年（ミ）第１・２号
東京都中央区八重洲２丁目２番１号
更生会社　エルピーダメモリ株式会社
秋田市雄和石田字山田89番地２
更生会社　秋田エルピーダメモリ株式会社
主文　管財人として
東京都昭島市上川原町１丁目18番６号
木下　嘉隆
を選任する。
平成25年７月31日
東京地方裁判所民事第８部

再生計画変更

平成２４年（再）第５２号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号
再生債務者　株式会社ヒロコーポレーション（旧商号株式会社上武）
主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
平成25年８月１日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１０２号
名古屋市緑区大将ケ根２―601　グリーンフォレスト鳴海114、住民票上の住所大阪府高槻市真上町５丁目29番７号
再生債務者　大谷真太朗
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月28日から平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１２号
愛知県愛知郡東郷町大字和合字牛廻間159番地12
再生債務者　釜田　健一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月28日から平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第９号
長崎県諫早市飯盛町後田3083番地
再生債務者　田村　絵美
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月21日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月４日から平成25年９月18日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２５年（再イ）第１２６号
札幌市白石区北郷１条10丁目５番１―302号
再生債務者　杉山　　優
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月５日から平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１６２号
札幌市白石区菊水上町３条３丁目380番地３ローズガーデン壱番館104号
再生債務者　小崎　幸昭
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月22日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月５日から平成25年９月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部